

○福浦事務局次長 定刻となりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席でございます。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、熊澤委員長代理に以後の会議の進行をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○熊澤委員長代理 それでは、ただいまから第128回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は2つです。

議題1「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し(制度改正大綱(骨子案)について)」、事務局から説明をお願いします。

○矢野企画官 それでは「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し(制度改正大綱(骨子案)について)」につきまして、資料1に基づいて御説明申し上げます。

当委員会では、個人情報保護法の改正法附則において3年ごとの見直しが求められていることから、本年1月28日から法の施行状況について幅広い観点から実態の把握、議論の整理等を進めてきたところでございます。

具体的には、本日を含めまして委員会を22回開催し、経済界9団体、有識者14名のヒアリングを含め御審議いただいております。また、個人情報保護法相談ダイヤル、タウンミーティング、個人情報保護法シンポジウム等に寄せられた声なども活用して検討を進めてきたところでございます。

本日御審議いただく制度改正大綱(骨子案)は、これまでの委員会での御審議などをもとに取りまとめたものです。

次に、制度改正大綱の骨子案の内容について御説明させていただきます。全体の構成として、IからVIIまで大きく7つの項目立てとしております。

第1の柱は「個人データに関する個人の権利の在り方」です。

「利用の停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和」については、現在、法律違反の場合に限り、本人は利用停止等を請求することができることとされていますが、その要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げることとします。

「開示のデジタル化の推進」については、現在、開示の手法は書面の交付による方法が原則とされていますが、電磁的記録の提供を含め、本人が開示方法を指示できるようにします。

「開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大」については、現状6カ月以内に消去する短期保存データは保有個人データに含めないこととされていますが、これを含めることとします。

「オプトアウト規制の強化」については、適用対象の例外を要配慮個人情報以外にも広げることで第三者に提供できる個人データの範囲を限定することとします。また、個人データの第三者提供時・受領時の記録について、本人が開示請求できるようにします。

第2の柱は「事業者の守るべき責務の在り方」です。

「漏えい等報告及び本人通知の義務化」については、今後、実態を調査・分析した上で、具体には委員会規則で定めることを想定していますが、一定数以上の個人データの漏えい等、また、一定の類型に該当する場合、速やかに委員会への報告及び本人への通知を義務づけることとします。

「適正な利用義務の明確化」については、昨今、個人情報の適正な利用が疑われる事案が起きていること等を踏まえ、不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化することとします。

第3の柱は「事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方」です。

「認定個人情報保護団体制度の多様化」については、現行の事業者の個人情報の取扱い全般を対象とする認定制度に加え、特定の事業活動ごとに団体が認定を受ける制度を設けることとします。

「保有個人データに関する公表事項の充実」については、事業者によるアカウントビリティの向上、それによる本人の適切な理解と関与を促す等の観点から、個人情報の取扱い体制や保有個人データの処理方法などの本人に説明すべき事項を、法に基づく公表事項として政令に追加することとします。

第4の柱は「データ利活用に関する施策の在り方」です。

「「仮名化情報」の創設」については、それ自身では特定の個人を識別することができないように加工された個人情報の類型として「仮名化情報」を導入します。また、本人を識別する利用を伴わない等の一定の行為規制、利用目的の公表等を前提に、個人の各種請求への対応義務等を緩和することとします。

「提供先において個人データとなる場合の規律の明確化」については、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報についても、第三者提供を制限する規律を適用することとします。

「公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化」については、公益目的によるデータの利活用を促進する観点から、公衆衛生など公益目的例外に関する規定の明確化を図るべく、ガイドラインやQ&Aにおいて具体的事例を追加することとします。

「個人情報の保護と有用性に配慮した利活用相談の充実」については、当委員会事務局が消費者や事業者等の皆様にさらに開かれたものとなり、皆様の声に適切に対応していけるよう、相談体制の充実・強化を図ることとします。

第5の柱としての「ペナルティの在り方」については、法人処罰規定に係る重科の導入を含め、必要に応じた見直しを行うこととします。

第6の柱は「法の域外適用の在り方及び越境移転の在り方」です。

「域外適用の範囲の拡大」については、個人情報保護委員会に域外適用の対象となる外国取扱者に対する報告徴収及び命令を行う権限を付与するとともに、内外に対する監督権限の実効性を強化する観点から、事業者が命令に従わなかった場合には、その旨を委員会が公表できることとします。

「外国にある第三者への個人データの提供制限の強化」については、移転元となる事業者に対して、移転先国の名称や個人情報の保護に関する制度の有無を含む移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供を求めることとします。

最後、第7の柱は「官民を通じた個人情報の取扱い」です。

「行政機関、独立行政法人等に係る法制と民間部門に係る法制との一元化」については、民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化し、これらの制度を個人情報保護委員会が一元的に所管する方向で、政府としての具体的な検討において、スケジュール感をもって主体的かつ積極的に取り組むこととします。

地方公共団体の個人情報保護制度については、法律による一元化を含めた規律の在り方、地方公共団体の個人情報保護制度に係る国・地方の役割分担の在り方に関する実務的論点について地方公共団体等と議論を進めることとします。

以上が大綱骨子案の内容となります。

本日、本骨子案について御審議、御了承いただきましたら、成案として公表させていただきたく存じます。

なお、今後のスケジュールにつきましては、本大綱骨子を踏まえまして、年内に大綱本体を取りまとめ、その後、速やかにパブリックコメントの手続を行いたいと考えております。その上で、法案の最終取りまとめ、来年の通常国会での改正法案の提出に向けて作業を進めてまいりたいと考えています。

また、法案の具体的な内容については、今後予定されるパブリックコメントで寄せられる御意見や法案の策定過程における議論等を踏まえて変更が生じ得ることを申し添えさせていただきます。

私からの説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見を申し上げます。

丹野委員、お願いします。

○丹野委員 ただいま骨子案について御説明がございましたが、骨子案及び大綱の取りまとめに向けた検討については、データ社会における消費者の権利保護の観点及びデータの利活用の促進の観点や、その他にも多様な観点から非常に社会的な注目を集めており、報道も様々にされていると承知をしております。

そして、現時点において大綱の取りまとめに向けた調整が継続しているものと承知しておりますが、個人情報保護法が実に多様なステークホルダーを持つということを踏まえて、引き続きその多様なステークホルダーの社会的な要請にきちんと対応し、バランスのとれた制度とすべく、精力的に取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

他によろしいでしょうか。

本年1月以降、委員会においてそれぞれの委員から表明された御意見、相談ダイヤルやタウンミーティングでの意見、事業者団体等へのヒアリングを通じて把握できた事実などを基に、精力的に検討を行った結果、今回、個人の利益の在り方やデータの利活用に関する内容など多様な論点を盛り込んだ形で、大綱骨子を取りまとめることができました。

今後は、大綱本体の取りまとめ、その後の法案の策定に向けて、引き続きしっかりと検討を進めてまいりたいと思います。

これまで委員会でのヒアリングに御協力いただいた方々には、この場を借りて、改めて感謝申し上げます。

それでは、特に修正等の御意見がないようですので、大綱骨子について原案のとおり決定し、公表したいと思います。

次に、議題2「デジタル手続法の施行に伴う個人情報保護委員会規則の改正案に関する意見募集の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 議題2につきまして、資料2-1から資料2-3までの資料に基づき御説明申し上げます。

本件は、第123回委員会で御審議いただいたデジタル手続法の施行に伴う個人情報保護委員会規則の改正案についての意見募集結果になります。

今回、10月25日から11月24日までの1か月間、意見募集を行い、7の個人・団体から7件の御意見をいただきました。そのうち、今回の意見募集に直接関係があると思われる意見は5件ございましたが、意見募集結果に基づく改正案の修正はございません。

具体的な御意見は別紙のとおりとなっております。

このうち、No. 4以外の4件の御意見については同趣旨の内容となっており、各行政機関の判断で部分的に書面等による手続を認める規定がデジタルファーストを掲げるデジタル手続法本来の趣旨に反するという意見となっております。

これらの御意見に対する考え方としては、デジタル手続法の規定における例示に沿って、膨大な書類などをスキャンしてデータで申請させることがかえって利用者の利便性を損なう場合など、手続の趣旨・目的から見て、真にオンライン化になじまない行政機関等が認める場合に限定するものですので、これらの規定は法の趣旨に合致するものと考えております。このため、原案どおりとすることが適切と考えております。

また、No. 4につきましては、改正案に賛同するという趣旨のものでございました。

以上を踏まえ、体裁等の技術的な修正を行った改正案が資料2-2となります。

また、引用条文の変更といった軽微な変更であるため、意見募集対象ではございませんが、同じくデジタル手続法の施行に伴い改正を要する平成29年個人情報保護委員会規則第1号の改正案が資料2-3のとおりとなります。

これらの改正案につきまして御承認いただけましたら、デジタル手続法の施行に合わせて公布・施行する予定でございます。

説明は以上でございます。

○熊澤委員長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いします。よろしいでしょうか。

特に御意見がないようですので、原案のとおり決定し、官報掲載等の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局において所要の手続を進めてください。よろしくお願いします。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議を閉会といたします。

事務局から今後の予定を説明願います。

○福浦事務局次長 次回の委員会ですが、12月4日水曜日の14時30分から行う予定でございます。

本日の資料につきましては、ただいまの御決定どおりに取り扱います。

本日は、誠にありがとうございました。